

令和5年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16および児童福祉法施行規則第36条の30の規定により、福井県の被措置児童等の状況について公表します。

1 虐待案件受理の状況

施設種別	受理件数	内訳		
		虐待該当	非該当	不明
里親等	2	1	1	0
社会的養護関係施設	2	2 (児童指導員等)	0	0
障害児施設等	0	0	0	0
一時保護施設等	0	0	0	0

※（ ）内は被措置児童虐待を行った施設職員等の職種